

【NSW 州規制緩和】レストランや小売店での2平方メートル規則の適用(ジムやナイトクラブを除く)、各種行事の人数制限の緩和(12月7日(月)から)

【ポイント】

●NSW 州政府は、州内での新規感染が適切に管理され、市中感染拡大が抑止されていることを背景に、12月7日(月)から、レストラン等の接客業や小売店等においては2平方メートル規則(現在は4平方メートル規則)を適用すると発表しました。ジムやナイトクラブは引き続き4平方メートル規則が適用され、人数も制限されます。

●また同日より、屋外集会は最大100人まで、屋外行事(フェンスで囲まれたチケット制かつ着席のもの)は最大5,000人まで、屋外スポーツやデモは最大3,000人までになる等、各種行事の人数制限も緩和されます。

【本文】

1 NSW 州政府は州内での新規感染が適切に管理され、市中感染拡大が抑止されていることを背景に、12月7日(月)から、レストラン等の接客業や小売店等においては2平方メートル規則(現在は4平方メートル規則)を適用すると発表しました。ただし、ジムやナイトクラブは引き続き4平方メートル規則(4平方メートルあたり1人を許可)が適用され、人数もジム及びナイトクラブのダンスフロアでは最大50人までに制限されます。また、各種行事の人数制限も緩和されます。主要点は以下のとおりです。詳細は関連リンク(末尾)をご確認ください。

- (1) レストラン等の接客業や小売店等では2平方メートル規則の適用。
- (2) スタジアムや劇場は、屋外では席分けのされていないエリアでは2平方メートル規則の適用(座席のある部分では座席の100%の定員)、屋内では座席の75%の定員。
- (3) 屋外集会は最大100人まで(現在は最大50人まで)。
- (4) フェンスで囲まれたチケット制かつ着席の屋外行事は最大5,000人まで(2平方メートル規則に従う必要あり)。
- (5) 野外スポーツやデモは最大3,000人まで(同様に2平方メートル規則に従う必要あり)。
- (6) 屋内でのダンスフロアは最大50人まで。
- (7) 屋内での歌唱は最大50人まで、屋外では上限なし。聴衆も歌う場合はマスク着用を推奨。
- (8) 企業イベント、結婚式及び葬式等は最大人数の上限なし(2平方メートル規則に従う必要あり)

2 州政府はこの規制緩和に際して、(1)引き続き、軽微な症状でもすぐに新型コロナ

ウイルス検査を受けること、(2)社会的距離を保つこと、(3)社会的距離が保てない場合はマスクを着用すること、(4)体調が悪い場合は仕事に行かないこと等、個々人が新型コロナウイルス対策を実践することの重要性を述べています。州政府のホームページで最新状況を確認するように努めてください。

○NSW 州政府ホームページ

(レストランや小売店での2平方メートル規則の適用(ジムやナイトクラブを除く)、各種行事の人数制限の緩和(12月7日(月)から))

<https://www.nsw.gov.au/media-releases/major-rolling-back-of-covid-19-restrictions-nsw>

(各種規制の詳細)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/what-you-can-and-cant-do-under-rules#upcoming-changes>

【参考となるサイト】

○在シドニー日本国総領事館ホームページ

(新型コロナウイルス情報及び領事メール)

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

(渡航情報、感染・予防対策、雇用・経済対策、連邦・州・地域別情報)

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/consul\\_coronavirus.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_coronavirus.html)

(紀谷総領事 Twitter)

<https://twitter.com/CGJapanSydney>

(当館 Facebook)

<https://www.facebook.com/CGJSYD/>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : [https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email : [japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>